

12. 地域包括支援センターの円滑な運営について

(1) 体制整備計画フォローアップに基づく着実な体制整備の実施

- 地域包括支援センターの体制整備の推進に関しては、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、介護予防支援に関する8件の委託件数上限等に係る経過措置期間は、平成19年3月末をもって終了する。
- 各都道府県におかれては、地域包括支援センターの果たす機能の重要性にかんがみ、平成18年12月20日付け老健局振興課長通知「地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて」に基づき、引き続き、市町村や関係機関と緊密な連携を図りながら、管下すべての地域包括支援センターにおいて年度内に計画どおり確実に体制整備が完了するよう対応をお願いしたい。
- 本年1月1日現在における地域包括支援センター体制整備にかかる各都道府県の取組状況については、「現状で対応可能」が651市町村（43.4%）、「3月末までに対応可能」が838市町村（55.8%）、あわせて1,489市町村（99.2%）が年度内には体制整備が完了することとなり、各都道府県、市町村、地域包括支援センターや関係機関の御努力により、概ね順調に進んでいるところである。なお、調査時点において、ごく一部に体制整備の見通しが立っていない例外的な地域包括支援センターが見受けられるところであるが、各都道府県におかれては、これらの地域包括支援センターについて、年度内に体制整備を完了させる対応方針を決定できるよう、引き続き、重点的かつ集中的に最大限の支援と対応をお願いしたい。

(2) 体制整備の支援策

- 具体的な体制整備の支援策としては、地域包括支援センターの運営財源の1つである地域支援事業交付金について、昨年12月11日付けの事務連絡により、その運用の改

善を図ったところであるが、先月開催された全国厚生労働関係部局長会議以降においても、地域包括支援センターが受託できる地域支援事業の対象拡大などの措置を講じるため、1月16日付けで介護保険法施行規則の改正を行ったほか、主任介護支援専門員に準ずる者のケアマネジメントリーダー研修未修了者にかかる特例措置を平成19年度まで延長するため、「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正を行ったところである。また、各自治体担当者や地域包括支援センター職員の業務遂行に資するよう、1月31日付けで、関係法令、通知や先進的な事例紹介などを集約した「地域包括支援センターの手引き」を配布するなど、地域包括支援センターの運営支援に努めているところである。このほか、介護予防支援業務に係る業務過程について、マネジメントの質を確保しつつ業務負担の軽減を図るための具体的な方策について、現在、有識者による研究事業において検討を実施しており、年度内の可能な限り早い時期に、具体的な内容を取りまとめることを予定している。

- こうした種々の措置を最大限に活用した上で、地域包括支援センターに関する市町村の予算・人員が確実に確保できるよう対応を検討願いたい。（別添「体制整備の支援策について」参考）

（3）地域包括支援センター職員研修について

- 地域包括支援センターの円滑な運営を図るためには、職員の資質向上が重要であり、平成19年度予算（案）においても「介護サービス適正実施指導事業」において地域包括支援センター職員等に対する研修実施に必要な予算額を確保しているところである。都道府県・指定都市におかれては、研修実施についての積極的な取組や職員の受講機会の確保などをお願いしたい。
- また、地域包括支援センターにおいて介護予防支援業務に従事する担当職員への研修については、各都道府県において、介護予防支援に関する指導者研修の修了者を積極的に活用し、介護予防サービス計画策定実務について、積極的に研修を行われたい。

(4) 都道府県・市町村による協力・支援体制の構築

- 市町村は、地域包括支援センターの責任主体として位置付けられており、その運営について全般的に責任を負うものである。こうした役割については、地域包括支援センターの設置形態が直営か委託かの違いがあっても何らかわるところはなく、地域包括支援センター運営協議会などを活用しながら、地域包括支援センターが円滑に運営できるような環境整備や必要な支援を自らの責任の問題として行う必要があることについて、改めて管下市町村に対して、周知徹底を図られたい。

- 今後とも、国としても、地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会の開催や地域包括支援センターに関する迅速な情報提供など、さまざまな機会を通じて、地域包括支援センターの円滑な運営に向けた支援を行っていくので、都道府県・市町村におかれては、引き続き、協力・支援体制を構築し、積極的な取組をお願いしたい。

【参考】 体制整備の支援策について

(1) 地域支援事業の運用改善

① 地域支援事業交付金の運用を弾力化します

【別紙1】

- ・ 地域支援事業交付金の算定方法について、地域包括支援センターの活動の実態を踏まえて介護予防支援業務との関係を整理し、実際の地域包括支援センターの運営に支障がでないよう運用を弾力化。地域包括支援センターの活動のための財政を安定化させます【平成18年12月11日付け事務連絡「地域支援事業交付金の人件費の算定について」】。

地域支援事業交付金の人件費の算定について

【問題の経緯】

平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料「2-2 地域支援事業交付金に関するQ&A」問13 (P55)

→ 包括的支援事業と介護予防支援業務を併任した場合「勤務時間割合」に応じて人件費を算定するとの取扱いを提示

疑義が生じているQ&Aを廃止し、次の取扱いに改める

■しかし……

・ 包括的支援事業と介護予防支援業務(予防給付のケアマネジメント)は一体的に実施されるべきもの
 ・ また、実態としても、包括的支援事業と介護予防支援業務を明確に区分することはできない

【今後の方針】

包括的支援事業と介護予防支援業務を併任している場合も、各市町村が「事業実施に必要な経費」として予算上見込んだ額

上記により算定した額で概算交付

包括的支援事業を適切に実施

予算上見込んだ額で精算交付(勤務時間割合にとられない)

※予算上見込んだ額以上に事業を実施した場合は追加交付が可能

② 地域包括支援センターにおいて介護予防事業に係る普及啓発などを受託することを可能にします

【別紙2】

- ・ 地域包括支援センターに関する業務規制を緩和し、地域包括支援センターが介護予防事業に係る普及啓発事業、介護予防に関する地域活動を支援する事業などを受託することができるようにします【介護保険法施行規則第140条の50の改正】。
- ・ その結果、これらの業務をセンターの包括的支援事業と一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な業務実施が可能となります。
- ・ また、こうした業務に要する費用について地域支援事業交付金の交付対象となることから、結果的に地域包括支援センターの財政を安定させることも可能となるといった副次的な効果も期待できます。

(2) 体制整備計画のフォローアップ

- 平成19年3月末の委託上限規制の経過措置期間終了に向け、平成18年7月に都道府県等が取りまとめた体制整備計画をフォローアップし、地域包括支援センターの確実な体制整備を図ります。【平成18年12月20日老健局振興課長通知「地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて」】。

【別紙3】

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者に係る経過措置の延長

- 地域包括支援センターの人員基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」について、平成18年度限りとしていたケアマネジメントリーダー研修未修了者に関する経過措置を、平成19年度まで延長することとします。

【別紙4】

■ 具体的には・・・主任介護支援専門員研修又はケアマネジメントリーダー研修の未修者であっても、平成19年度中に主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、すでに地域包括支援センター職員研修又は介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）若しくは介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ）を修了し、かつ、介護支援専門員としての実務経験を有する者であれば、「主任介護支援専門員に準ずる者」として認めることとする【平成18年10月18日老健局計画・振興・老健課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」6(1)の改正】。

(4) 介護予防支援業務に係る業務の重点化・効率化

- 介護予防支援の業務プロセスを見直し、重点的な対応をすべき部分と効率化すべき部分を明確化することによって、マネジメントの質を確保しつつ業務負担の軽減を図ります。
 - ・有識者による調査研究を実施。
 - ・年度内の可能な限り早急に、具体的な内容を取りまとめ。

(5) 円滑な運営に資する取組事例の情報提供

- 人員の確保など体制の整備や効率的な業務の実施など地域包括支援センターの円滑な運営に資する取組事例を収集し、全国の自治体に情報提供します。

【参考】

- ・都道府県等自治体に参加を求め、地域包括支援センターに係る全国会議を開催し、すでに、ネットワークの構築方策、特定高齢者の把握などについて、先進的な自治体による事例報告を実施。
- ・今後とも、国において事例等に係る情報を収集し、全国に提供する等の支援策を講ずる予定。

平成18年12月11日

都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課
振興課

地域支援事業交付金の人件費の算定について

- 標記については、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料2-2「地域支援事業交付金に関するQ&A」問13（P55）において示したところであるが、種々の疑義が生じていたことから、これを廃止し、今般、改めて次のとおり具体的な取扱方針を示すこととしたので、この方針に従って適切な運用をお願いいたします。

1 人件費の算定方法

①委託型の場合

- ・ 地域包括支援センターに対し、包括的支援事業を委託するものであるため、人件費としてではなく、委託料として支払われるが、委託料は「人件費補助」という性格ではなく、人件費、物件費等さまざまな要素を含めた「事業実施に必要な経費」を、各市町村において、予算上適正に見込んだ額となる。

なお、国への交付申請及び実績報告において、委託料の算定根拠は求めるものではない。

②直営型の場合

- ・ 保険者である市町村が自ら実施する地域包括支援センターにおける「事業実施に必要な経費」として見込んだ額を算定することとなる。
- ・ 職員が包括的支援事業以外に介護予防支援業務を併任する場合にあって

も、当該職員の人件費のうち、包括的支援事業の実施に必要な額として市町村があらかじめ予算上適正に見込んだ額を算定する。

- ・ なお、上記の人件費は、包括的支援事業が適切に実施されていれば、実際に包括的支援事業に従事した勤務時間割合によることなく、算定して差し支えない。

2 留意点

- ・ いずれの場合についても、包括的支援事業について、十分かつ適切に実施されていることが前提となるものであり、介護予防支援業務を優先し包括的支援事業の実施が不十分となるようなことは認められない。
- ・ また、包括的支援事業と介護予防支援業務は密接に連携すべきものであり、実態としても不可分一体に実施されるものであることから、包括的支援事業が適切に実施されていれば、実際に包括的支援事業に従事した勤務時間により算定する必要はない。

○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業） 第百四十条の五十 法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法第百十五条の三十八第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 特定の被保険者（第一号被保険者に限る。）に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業</p> <p>ロ 介護予防に関する普及啓発を行う事業</p> <p>ハ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業</p> <p>ニ 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業</p> <p>法第百十五条の三十八第二項各号に掲げる事業</p>	<p>（法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業） 第百四十条の五十 法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業は、法第百十五条の三十八第一項第一号に掲げる事業であつて、特定の被保険者（第一号被保険者に限る。）に対し行われるものの対象となる者の把握を行う事業とする。</p>

【別紙3】

老振発第1220001号
平成18年12月20日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて

標記については、本年7月28日付け事務連絡「要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について」等において、延長された介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置期間が終了する平成19年3月末までに地域包括支援センターの万全の体制整備を図ることができるよう計画の策定等を通じた対応をお願いしたところです。

当該経過措置については、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、必要最小限の特例措置として行っているものであることから、平成19年3月末で終了し、延長はありません。

つきましては、各市町村で既に策定された体制整備計画に則り、また、当省でこれまでに示した各種弾力化措置に十分留意して、来年度からは確実に地域包括支援センターがその本務を果たし、併せて指定介護予防支援事業所としての役割を遂行できるよう、改めて下記の事項に留意しつつ、当該経過措置期限までに体制を着実に整えていただくようお願いいたします。

記

1 体制整備計画のフォローアップ作業の実施

- 各都道府県におかれては、各市町村に策定いただいた体制整備計画の策定後の進捗状況等を踏まえ、すでに個別に相談援助等を行うなどフォローアップを精力的に行っているところであるが、引き続き、来年3月までに計画が完了するよう、積極的なフォローアップ及び支援をお願いするものであること。
- 当該体制整備計画の全体状況については、フォローアップの際、【別紙1】に基づき、来年3月末までに、すべての地域包括支援センターについての体制整備が完了するよう具体的な見通しを平成19年1月中旬までにとりまとめていただきたいこと。
- なお、原則として、すべての事案について、3月末までに体制整備が完了すべきも

のであるが、現段階において、著しく特別な支援を要する例外的な事案については、【別紙2】に基づき、

- ① 当該地域包括支援センターの名称
- ② 体制整備の見通しが立たない理由と課題
- ③ その解決のための具体的な対応方針
- ④ 対応が完了する予定時期（来年3月を終期）

等について、都道府県・市町村その他の関係機関の協力の下、具体的に解決に向けた作業方針を決定していただきたいこと。

- フォローアップのとりまとめ結果（【別紙1】）については、同年1月24日（水）までに老健局振興課宛に提出願いたいこと。

2 留意すべき点

(1) 人材確保等の支援策の再徹底

- 厚生労働省では、平成18年4月以降、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の人員確保のため、広範に人員確保できる配置基準の設定、居宅介護支援事業所への委託件数の経過措置の延長等、種々の措置を講じていることを再度管下市町村に徹底を図ること。
- なお、地域包括支援センターの人員配置基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」に関し、ケアマネジメントリーダー研修未修了者に関する平成18年度限りとしていた経過措置について、19年度まで延長することとし、今後、速やかに関係通知を改正し通知する予定であるので、留意されたいこと。

(2) 市町村による予算・人員の確保

管下市町村に対して、当該整備計画に基づく適切な人員・予算を確保し、確実な体制整備が図られるよう、上記(1)の措置を含め技術的な助言等を行われたいこと。

なお、地域支援事業交付金の運用等については、平成18年12月11日付け老健局介護保険課・振興課事務連絡「地域支援事業交付金の人件費の算定について」等に留意されたいこと。

(3) 運営協議会や在宅介護支援センター等多様な地域資源の活用

- 都道府県・市町村や関係機関が連携し、地域包括支援センターの円滑な運営を支援する観点から、地域包括支援センター運営協議会で現状を説明の上、運営協議会を通じた具体的な人材確保策の実施を行うこと。
- 多様なネットワークによる人材確保の支援及び相談窓口の活用により、地域包括支援センターの本来業務の効率化を図ることが可能となることから、十分な実績のある在宅介護支援センターをブランチまたはサブセンターとして活用するよう努めること。

(4) 介護予防支援の人員確保について

[多様な人材を活用できること]

- 介護予防支援業務に従事する人員については、介護保険法施行規則第140条の52第2項に基づく地域包括支援センターに最低限配置しなければならない職員とは異なり、具体的に次に掲げるものすべてが認められていることから、これらを積極的に活用されたいこと
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士
 - ・経験ある看護師
 - ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

[居宅介護支援事業所との兼務が容認されていること]

- 介護予防支援業務の担当職員については、居宅介護支援事業所との併任も認められており、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員が、併せて、地域包括支援センターにおいて、その職員として介護予防支援業務に従事することも認められていること。
- なお、給付管理業務や報酬請求事務などの事務処理作業を行う者については、上述の職種である必要はない点を踏まえ、事務担当者を活用するなどによる効率化も併せて検討されたいこと。

[質の向上の支援策の実施]

- 都道府県におかれては、介護予防支援に関する指導者研修の修了者を活用し、介護予防支援計画の策定実務について研修を行うこと。

※ 【別紙1】、【別紙2】省略

【別紙4】

- 地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1～5 (略)</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、③の主任介護支援専門員に準ずる者については、平成18年度及び平成19年度に限っての特例措置として、ケアマネジメントリーダー研修が未修了であっても、平成19年度末までに主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、既に、地域包括支援センター職員研修、「介護支援専門員現任研修事業の実施について」（平成12年9月19日付け老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）又は「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）に基づく介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ）を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者としても差し支えないものとする。</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、③の主任介護支援専門員に準ずる者については、平成18年度に限っての特例措置として、ケアマネジメントリーダー研修が未修了であっても、平成18年度中に主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、既に、地域包括支援センター職員研修又は「介護支援専門員現任研修事業の実施について」（平成12年9月19日付け老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者としても差し支えないものとする。</p>